

平成27年 6月15日

広島市長 松井 一實 様

広島市議会議員

桑田 恭子



期末手当の一部受領拒否について

私は、市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成27年6月以降に支給される期末手当に関して、その支給額のうち、下記について今後一切受領を拒否します。

記

【受領拒否する額】

条例第5条第2項で定められた期末手当の支給額から所得税を控除した額に120分の20を乗じて得た額

供託通知書
(雑)



申請年月日	平成 27 年 6 月 30 日
供託所の表示	広島法務局

供託者の住所氏名	730 8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市
	代表者 広島市長 松井 一實

被供託者の住所氏名	731 5153 広島市佐伯区河内南二丁目28-10 桑田 恭子
-----------	--

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 6 7 2 7 6
------	-----------------------	-------------

上記のとおり供託したので通知する。

被 供 託 者 殿

字加入	字削除	頁
法令条項	民法第494条	平成27年度金第 451号
供託の原因たる事実	<p>供託者は平成27年6月30日 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市議会において、被供託者 広島市議会議員 桑田 恭子に対し、平成27年6月分の期末手当を「市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に基づき、現実に提供したが、支給額549,540円のうち、67,276円を被供託者は受け取りを拒否したので供託する。</p>	
備考	<p>1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容</p> <p>期末手当の支給日は6月30日、12月10日、3月15日である。ただし、支給日が休日の場合は直前の平日に支給する。</p>	

(注) この供託物の還付を受けるには、概ね次の書類の提出が必要です。
 1. 供託物私渡請求書 (用紙は供託所に備えています。)
 2. 作成後三月以内の印鑑証明書
 3. 請求者が登記された法人であるときは作成後三月以内の登記事項証明書
 4. 代理人により請求するときは委任状その他代理権限を証する書面

平成 年 月 日 発送
広島法務局

